

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-22-1

代々木1丁目ビル 14 階

TEL: 03-5350-7435 FAX: 03-5350-7436

《会計・税務の知識》どうなる相続時精算課税!?

平成22年12月16日に平成23年度税制改正大綱が公表されました。大綱では相続時精算課税の見直しが行われ、適用条件の緩和が図られています。一見使い勝手が良くなったようにも見えますが、中身をよくよく見てみると・・・?

今回は相続時精算課税の改正内容と、大綱のなかで垣間見える疑問点について検討したいと思います。

1. 相続時精算課税とは

相続時精算課税は、親から子への生前贈与をスムーズに行うために平成15年度税制改正で新設された制度です。

同制度による贈与財産は相続財産に合算して相続税が課税されるという特徴(デメリット)はありますが、①贈与時点での税率が一律20%、②2500万円(住宅資金贈与は3500万円)までは贈与税が非課税、③支払済贈与税は将来の相続税納付額から控除可能、④相続財産に合算される贈与済財産の金額は贈与時の評価額(値上がりしても贈与時評価のまま)、などの利点があります。通常の暦年贈与と比較して大型贈与が行いやすいことから、制度新設以降広く利用が行われてきました。

相続時精算課税の利用状況は以下のとおりです。 <相続時精算課税の利用状況推移>

< 1 1 1/1/2011 1 1 1 3 P 1/20 1/20 2 2 1 1/20 1 1/20 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 1 1/20 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 1 1/20 2 1 1/20 2 2 1 1/20 2 1/20 2 1/20 2 1/20 2 1/20 1/20				
	相続時精算課税分			
	人員	取得財産価額		
	人	百万円		
平成 16 年分	83, 690	1, 203, 022		
17	81, 641	1, 221, 294		
18	83, 290	1, 086, 448		
19	89, 571	1, 187, 807		
20	74, 138	934, 425		

(出典:国税庁統計年報)

平成 16 年分から 20 年分の 5 年間で累計すると、 利用人員はのべ 412,330 人、取得財産価額累計は実 に 5 兆 6330 億円になるようです。

2. 相続時精算課税の要件の緩和

相続時精算課税には贈与者・受贈者に年齢要件があり、利用できる人が限られていました。

大綱ではこの年齢要件が緩和されており、①贈与者の年齢要件を 65 歳から 60 歳に引下げ、②受贈者の範囲に 20 歳以上である孫を追加、の改正が盛り込まれています。

(※年齢は贈与の年の1月1日現在)

3. 相続時精算課税のワナ!?

年齢要件が緩和され、より使い勝手が良くなったようにも見える相続時精算課税ですが・・・

相続時精算課税と併せて注目しなければならないのが、相続税の税率構造の見直しです。大綱では税率構造が以下のとおり改正され、最高税率は現行の50%から55%に引き上げられています。

<相続税の税率構造の見直し>

	現行	改正内容 (H23 大綱)
1000 万円以下の金額	10%	10%
3000 万円 "	15%	15%
5000 万円 "	20%	20%
1 億円 "	30%	30%
2 億円 "	40%	40%
3 億円 "	40%	45%
6 億円 "	50%	50%
6 億円超の金額	50%	55%

問題となるのは、既に相続時精算課税で贈与済の 財産について適用される相続税率です。

相続時精算課税制度の下では、相続財産に合算される贈与済財産の金額は贈与時点の評価額で固定されますが、相続税率が固定されるとは明記されていないため、税制改正による相続税率の変動リスクを負うことになる可能性があると考えられます。

贈与税・相続税の一体課税制度である相続時精算 課税を利用するにあたって、将来の相続税の納税資 金準備も見越して贈与を行う方も多かったと思いま すが、現行税率(最高 50%)を見越して納税準備を行 っていた方々は納税資金準備不足問題に直面する可 能性があります。

4. おわりに

相続税は納税者にとっては支払時期も支払金額も 決められない不安で一杯の税金ですが、相続時精算 課税は少なくとも支払金額を固定できる特徴があり、 納税者の不安解消に役立つ制度であることが最大の 特徴であったと思います。

今後の改正内容の詳細は現時点では不明ですが、 相続時精算課税の贈与財産にかかる相続税率は贈与 時点の税法の税率を適用するなどの措置を設けるこ とにより、納税者の不安解消により役立つ制度を目 指してほしいものです。 (担当:滝坂 信吾)